

「地域管理経営計画等に関する有識者懇談会」の委員を募集します。

近畿中国森林管理局

近畿中国森林管理局では、管内の国有林野の管理経営を計画的に実施するため、森林の機能区分や森林の取扱いを規定する森林計画を定めています。この度、国有林野の管理経営に広く国民の皆様（もり）の意見を反映し、国民共通の財産である国有林野を名実ともに「国民の森林」とするよう公益重視の管理経営を一層推進するとともに、地域の森林・林業再生へ貢献するための取組を進めていくため、「地域管理経営計画等に関する有識者懇談会」の委員を募集いたします。

1 応募資格

応募できる方は、次のすべてに該当する方です。ただし、国又は地方公共団体の議員、常勤の公務員、国の行政機関の出身者等は原則として委員になることはできません。

- (1) 国有林野事業に関心のある方
- (2) 任期中の平日に開催される懇談会（年1回程度開催）に出席できる方
- (3) 平成26年4月1日現在で満20歳以上70歳未満の方
- (4) 近畿中国森林管理局管内（石川県、福井県、滋賀県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、奈良県、岡山県、広島県、山口県）に在住の方

2 募集人員及び委員の任務と任期

1名

地域管理経営計画（案）等の森林計画に対してご意見を述べていただきます。任期は任命の日から平成27年3月31日まで（ただし、再任を妨げない。任期中、年1回程度の懇談会を予定。）であり、懇談会に出席された場合には、当局の規程に基づき手当、旅費をお支払いします。

3 応募方法

応募される方は、以下のテーマの中から1つ選択し、近畿中国森林管理局に対する意見・提言等を1,000字以内（任意様式）にまとめ、住所、氏名、生年月日、性別、職業、電話番号をご記入の上、写真を貼付した履歴書を添えて、下記の宛先に提出してください。

なお、応募に要する費用は、応募者の負担となります。また、提出された書類は返却いたしませんので、ご了承願います。

【テーマ内容】

- (1) 地球温暖化防止のため近畿中国森林管理局がなすべきこと
- (2) 生物多様性を保全するため近畿中国森林管理局がなすべきこと
- (3) 森林・林業再生のため近畿中国森林管理局がなすべきこと

4 募集期間

平成26年8月4日～9月3日（必着）

5 選考方法

近畿中国森林管理局内に設置する公募委員選考委員会において、提出いただいた内容等をもとに選考いたします。また、提出された書類は返却しませんので、ご了承ください。また、応募された方には、平成26年9月中旬頃に選考結果を通知いたします。

6 応募・お問合せ先

〒530-0042 大阪市北区天満橋1丁目8番75号

近畿中国森林管理局 計画課 企画係（Tel 06-6881-3470）

「地域管理経営計画等に関する有識者懇談会」とは・・・

地域管理経営計画等に関する有識者懇談会とは、国有林野の管理経営に関する法律等に基づき、国有林の地域別の森林計画の樹立、地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画の策定にあたり、学識経験者等の意見を聴取しこれらの計画に適切に反映するために設置されたものであり、近畿中国森林管理局長が委員を委嘱いたします。